

○議長（中村 敦君） 次は、日程により、質問順位8番 1つ、弥治川御獅子神社の再建について、2つ、歴史まちづくり法を活用した取組みについて、3つ、県道下田南伊豆線の拡幅と市道の整備について、4つ、広域ごみ焼却炉建設と生活環境影響調査の問題について。以上4件について、12番 沢登英信君。

〔12番 沢登英信君登壇〕

○12番（沢登英信君） ただいま議長に御紹介いただいた順に、趣旨質問をさせていただきます。日本共産党の沢登英信でございます。

弥治川御獅子神社の再建についてでございますが、これは、元あった弥治川地区に戻してほしいと。再建とは言いながら戻してほしい、地域の守り神として戻してほしいという、こういう内容でございます。

神社やお寺はその土地の歴史とともにあり、その移り変わりをずっと見守って、まさに下田市民の心の支えとして、また地域おこしの拠点ともなっていようかと思うわけであります。

了仙寺入り口に祀られておりました弥治川御獅子神社は、平成25年5月29日、県道下田港横枕線の拡幅修景工事により取り壊され、御神体の御獅子2頭は、下田八幡神社内の仮宮へ移され、平成25年8月29日、遷宮祭が執り行われました。

このとき以来、弥治川におきます御獅子神社を戻す会が結成され、青島 清さんをはじめとします多くの方々が、御獅子神社は文化の継承、下田の宝だと、「人それぞれの心の違い、神を神様と見る人、神を歴史と見る人、神を物として見る人、約束を果たされて元の地に戻されることを願うのみ」と、こう訴えているわけであります。

その経過は皆さんのお手元に、今日配らせていただきました伊豆新聞と、その御獅子神社の在りし日の姿を写真に撮らせていただいておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

当時の区長であります渡辺さんは、「御獅子神社さんを八幡神社に預けるのは仮の姿であることを肝に銘じ、一日も早く御再建に努力いたします」と区民に報告をしているわけであります。

静岡県は移転補償費として458万3,884円を弥治川区に払ったそうですが、県道下田港横枕線の拡幅修景工事に、下田市は幾らの負担金を払い、どのような協力をされてきたのでしょうか。まさに、行政が市民の祈りの場所を壊してしまうというようなことがあっては、私はいけないと思うわけであります。県と下田市は、弥治川に再び御獅子神社を戻す責任があると思っておりますが、市長の所見をまずお伺いをしたいと思うところでございます。

次に、歴史まちづくり法を活用した取組みについて。

歴史まちづくり法は、地域におけます歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年11月施行）に基づきます「下田市歴史的風致維持向上計画」が平成30年11月30日、国の認定を受けているところでございます。

2027年までの10年間で本市が維持すべき歴史的風致は、次の5つであると整理をしているところでございます。

1つは、港町の下田八幡神社の例大祭に見ます歴史的な風致だと。御獅子神社も、このお祭りに関係をしているところでございます。

2は、黒船祭に見る歴史的風致。

3は、稲梓地域の祭礼に見る歴史的風致。

4は、天草漁をはじめとする磯浜の営みに見る歴史的風致。

5つ目は、蓮台寺温泉に見る歴史的風致とされているところでございます。

また、下田市景観まちづくり条例は、下田市まち遺産の認定から登録への仕組みを持っておりますので、歴史まちづくり法と合わせ、下田市教育委員会が作成いたしました「下田市旧町内伝統的建造物群保存調査報告書」にあります安直楼や石原宅等は居住者もなく、そのままでは朽ち果ててしまうのではないかと思います。また、伊豆石やなまこ壁の建造物群を保存、活用する対策を取っていただきたいと思います。

市として、この間、どのような取組みをされ、2027年までの計画はどのように進められることなのか、お尋ねをしたいと思います。

次に、県道下田南伊豆線の拡幅と市道の整備についてでございます。

伊豆縦貫自動車道は延長60キロメートル、沼津下田間を60分で行き来できる道路として紹介がされていようかと思いますが、河津下田道路Ⅱ期は延長6.8キロメートルの道路で、河津七滝インターから河津逆川インターの間の延長3キロメートルが2023年、この3月19日に開通されたところでございます。

伊豆縦貫自動車道の建設と併せ、市内の道路整備を進めるときではないかと思うわけであります。

まず、県道下田南伊豆線の拡幅整備が喫緊の課題であります。

このことにつきましては、これまでも何回かの要望書等が下田土木事務所や下田市に提出されてきております。私は、平成30年2月8日の旧町内の自主防災関係者5人が住民1,181人の署名を添え、早急に拡幅されるよう県知事宛て要望書を提出されたときにも立ち会って

まいりました。県は、地権者の同意を得ることができれば事業着手する、まず用地確保の協力が必要であると言われたわけであります。このことを同日、当時の福井市長にも伝えました。

そこで、下田市として、県に拡幅整備の要請をしていただきたいと、要望を出していただきたいと思います。いかがでしょうか。

また、通学路でもありますので、下田市として具体的通学路改善案を検討していただきたいと思います。

3点目としまして、津波等の災害時には避難路ともなります。高いところに行くには国道136号と県道下田南伊豆線と市道敷根1号線の道しかございません。車が交差できかねる狭い道は下田南伊豆線のみであります。旧市内の避難者4,242人中、要支援者登録者は、旧町の対象者は873人、この方々は足が悪いというようなことからいけば、車によって高台に避難していただくしかないと思います。

また、生活道路としましても、この拡幅が求められていようかと思ひますし、伊豆縦貫道につながる沿線の道路ともなっているわけであります。

次に、あわせまして、市道赤間白浜線について提案をしたいと思ひます。

お手元の資料の次のページを、お開きをいただきたいと思います。

下田白浜間の渋滞解消路線として、また伊豆急下田駅前に全ての路線が、車が現在集中しているという、こういう状態になっていようかと思ひます。中村地区から白浜に至る、この路線の新設が求められます。

特に、この赤間線は、人魚橋のところから入って、あるいは出るところがですね、カーブでもありますし、赤間へ行く道と旧道の赤間白浜線へ行く道と重なり合っているところで、大変危険なところかと思ひます。そういう意味では、中地区からの赤間入口の国道を改善する、中丸山等からの入り口が必要ではないかと思ひます。

黄色で塗ってありますところが赤間白浜線でございますが、中丸山住宅のところから降りてくる、あるいは上っていく道が、防災安全課のほうで管理していようかと思ひますが、現在は通行できないような形で、縄が張ってあるところがございます。ここも車が入れるような整備が必要かと。あるいは中丸山のこの山を、迂回をする道路を上につくると、こういう計画が、ぜひとも御検討いただきたいと提案をするところでございます。

次に、田牛地区のバイパス路線の新設を御検討願いたいと思ひます。

2020年フランスの旅行ガイド「ミシュラン・グリーンガイド・ジャポン」で一つ星を獲得

するなど、いろいろな宣伝が今日されております。

田牛地区の龍宮窟やサンドスキー場の観光客数は、自家用車の利用者が令和4年度実績2,928台だそうでございますが、バス等で行くお客さんも加えますと6万人を超える方々が、この田牛地区龍宮窟を訪れているのではないかと思うわけであります。

田牛漁協事務所先のバス停でバスは行き止まりとなっております。田牛の町なかは、やっと車1台が通れるほどの道路幅ですので、青少年海の家の前を通過して、3枚目の資料を開いていただきたいと思いますが、黄色い路線が海場を通過してきたところでございます。青少年海の家に行くまでの黄色い路線は、ここは現在、バスは通っておりませんが、道路幅としては車が通れる幅となっておりますので、この青少年海の家の前川の川沿いに約200メートルほど、ここにバイパスをつくっていただいて、現在ある横のこの道に橋を架けて、つないでいただく。

地区要望として平成19年、20年当時には、地元からも意見が出ているかと思いますが、市が全くこれらの検討をしないということで、現在では、田牛地区の人も、要望書そのものを出さないと。こんな状態になっているのではないかと思います。集落排水の料金を上げるんだと、そういうことだけではなく、この田牛地区のですね、道路整備をして、その地域を活性化させていく、あるいは南の青市や、湊につながる大山の道につなげていく、こういう見解が必要ではないかと思って提案をさせていただくものでございます。

最後に、広域ごみ焼却炉建設と生活環境影響調査の問題点についてでございますが、市長及び3市長は、生活環境影響調査とは、廃棄物処理及び清掃に関する法律第9条の3に基づき、ごみ処理施設を整備するのに先立って、施設周辺的生活環境に及ぼす影響について、あらかじめ調査し、その結果に基づき、地域ごとの生活環境に配慮した、きめ細やかな対策を検討することを目的とするという調査であると説明をされております。

この調査の結果によって、建設予定地の建設地に決定するとも言っているわけであります。大気質、騒音、振動、あるいは悪臭、水質、土壌の調査予測評価に関わる生活環境影響調査書が9月13日から10月12日まで、意見書は10月26日までとして縦覧をされ、意見書が求められました。市長及び3市長は、この調書をどのように受け止めているのか、まずお尋ねをしたいと思います。

10月24日市議会全協で突然、既に縦覧された生活環境影響調査報告書に重大な誤りがあったとして、74か所もの訂正をされたわけであります。信用できる調査書かと。まさに報告書の正当性を失わせるものであったと思うわけであります。

そして、第2回目の縦覧期間を11月6日から12月5日とされました。意見書の提出締切日は12月19日であります。調査委託費を2,508万円、静環検査センターに支払い、報告書を作成したのですから、静環検査センターの責任者の参加の下、第2回目のこの縦覧前の住民説明会を、開催をすべきであります。

令和4年6月2日締結しました契約書にも、第4項として「住民説明会への対応として、現地調査前と縦覧手続時（結果報告）の計2回を予定する」と書いているわけであります。調査報告書の訂正があったのですから、市民は調査責任者、または静環検査センターとの契約、その説明を責任者に当然求めるべきだと。住民説明会をなぜ開かないのか、契約書にも開くと書いてあるのではないかと、こう思うわけであります。

そして、いつの間にか、この10月31日までの契約期限を来年の1月31日まで延長をしたと、こういうことなのですが、なぜそうされたのかお尋ねをしたいと思います。延長の意味とは何を意味しているのか。

次に、廃棄物運搬車両の搬入計画は、平均1日当たり225台が270台として増車訂正されました。南伊豆町が現状の50%、松崎町は30%、西伊豆町は一般車両の持込みは、ないものとして計算して、日平均270台だと、こう言っているわけであります。まさに、最高のですね、どれだけの車が来るのかという、この想定は、一番いっぱい来たときに何台になるのかと、こういう想定をしない限り、影響があるかないかの判断はつかないと、私はこう思うわけあります。日平均でものを考えるなど、実態と全く合っていないのではないかと思います。夏の観光シーズンや年末には、600台近くの搬入車が予想されると、こうなれば、まさに渋滞、パンクをしてしまうと、こういうことにならざるを得ないと思うわけあります。

そして、既に、この市役所におきます光化学スモッグの調査がやられているわけですが、29年から今日まで、29年では365日のうち64日間で0.06、このppmの基準値を超えていると、こういうデータが既に出ているわけあります。こういう状態の中で、日平均600台からの車が、この近所を通るということになれば、光化学スモッグだらけになってしまうというのは明らかではないかと思うわけあります。

CO<sub>2</sub>やNO<sub>x</sub>、あるいはSO<sub>x</sub>と言われる、これを解消するには電気自動車にしなければならないと。そういうものを出さない車にしなければならないと。そういうことが果たして皆さんできるのでしょうか。資源化できるものは各市町村で処理することが求められてまいるわけあります。まさに、浄化槽汚泥や生ごみは燃やさない処理が求められると。その計画なしに、この調査結果は、よしとすることを私はできないのだと思うわけあります。

生活環境をどのように守っていくのかというために、この調査書は調査をするんだと、こう言っているわけであります。

さらに、新設焼却炉からの排ガス中のダイオキシン類の濃度0.01ナノグラムTEQ/立米からですね、0.1ナノグラムに訂正をしているわけです。10倍の基準値を緩くしている、10倍も緩くしているというわけであります。単なる記載の間違いだなんていうことでは済まされない内容でございます。

現在の炉の排ガスの濃度は0.4ナノグラムから現在0.3ナノグラムです。令和4年度、令和3年度の現在運営している実績を見ますと。そうしますと新たな基準で0.1ナノグラムも守れないと、こういうことになってまいろうかと思うわけであります。

そして新しい炉も、今の炉と同じ仕組みで、ダイオキシン等を除去するんだと。ろ布が新しくなれば、それはよくなるというものではありません。使い込まなければ、その効果を発揮しないというのが、ろ布であります。

まさに、この調査結果は、ダイオキシンを規制するというような実態ではないと。平滑川のこのダイオキシン環境基準の1ピコグラムTEQ/リットルを夏季には超えて、1.6ピコグラム、春には1.3ピコグラムだと。しかし、冬には0.29ピコグラム、リットル当たりですね。秋期には0.52だと。平均すれば、0.93で問題がないんだと、こう言っているわけでございますが、まさに夏と春に、環境基準の1ピコグラムを超えているということこそ大きな疑問で、なぜそうなるのかということ、調査を当然しなければならない、こう思うわけであります。

そのためには、焼却場の上にあります中学校や、あるいは認定こども園、敷根公園等々の調査地点を設けて、土壌の調査、水質の調査をさらに深めてまいらなければ、生活圏を守る、市民の健康を守るということは到底できないことを示しているのではないかと思います。ダイオキシン類を排出しないためには塩化ビニールやプラスチック類を焼却しないということが必要であります。ごみの減量、再利用、再資源化を進めていかなければなりません。この調査結果の中に、そういう方向が示されているのかと見ますと、全く示されておりません。やったというだけの調査結果になっているのではないのでしょうか。廃掃法第9条等によって、生活環境影響調査をしなければならない、調査はやりましたよと。これでオーケーですよと。市民の健康については上の空というような、こういう調査結果になっていようかと思うわけであります。

子供たちの健康を守るためにも、報告書は、市内4キロ平方メートル四方に排ガスが漂い続けるとしているわけであります。上空200メートル地域には逆転層があつて、それ以上に

煙は上に行かないと。そして、丸山住宅や武山荘等の山を越えて太平洋にこの排ガスが流れていくことはない。この市内4キロ平方メートルに、濃度は低いにしても20年間燃やし続けるなら、20年間漂い続けるんだということが、この調査報告書から読み取れるわけがあります。

小山田公園の土壌は130ピコグラムTEQ/グラムで、県の調査結果によりますと下田市1丁目の0.45ピコグラムと比べますと、まさに288倍でございます。この一番最初のお示しました資料をぜひとも御覧になって比較をしていただきたいと思うわけであります。

そして、伊豆市の土肥のデータもここに出ていますので、土肥のデータと比較をしますと、2,131倍ともなっているわけであります。

平田川の汚染状況は先ほど言いました、年平均すると0.93ピコグラムだと、こう言っているわけですが、伊東市大川の渚橋での数値は0.085ピコグラムであります。これと比較しますと、まさに平田川、下田の状況は10.9倍にもなっている。11倍近くにもなっているというわけであります。

排出基準を守ればいいというだけではなく、どう環境基準を守り、子供たちに影響のない、中学生に影響のない焼却炉にするのかと、こういうことから考えてまいりますと、まさに敷根地区に焼却炉を造るということは、とんでもないことだと。中止しなければならないことだということがこの調査結果からも、私は明らかになってまいっていると思うわけであります。

以上のことから、敷根地区への広域焼却炉の建設は中止、ないしは再検討をすべきものと私は考えますが、市長はどのようなお考えなのか、改めてお尋ねをしたいと思います。

以上で、趣旨質問を終わります。

○議長（中村 敦君） 当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（松木正一郎君） 私からは、広域ごみ焼却場等環境影響評価調査についてお答え申し上げます。ほかについては、各担当から申し上げます。

広域ごみ処理事業については、基本理念として掲げています持続可能な地域社会の構築、これに向けて、各種団体、自治体等と協議を重ねてまいりました。

昨年度から実施していた生活環境影響調査では、一部にデータの誤りがありまして、訂正することとなりましたが、この新しい数値で現在、縦覧まで戻って、手続を進めているところでございます。この間違いを訂正してもなお、御指摘のダイオキシン類のデータですとか、

ほかのいずれの項目を見ましても、全て環境保全目標を満たしておりまして、生活環境に対する評価というものに、以前と同様、影響を及ぼさないということが確認されております。

現施設の老朽化が、今この瞬間にも進んでおりますことを考えますと、今後スピード感を持って計画を策定し、事業につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） 建設課長。

○建設課長（平井孝一君） では、私のほうからは、道路事業関係と歴史的風致計画関係についてお答えいたします。

まず、県道下田港線の拡幅修景工事、都市計画道路下田港横枕線改良工事は、平成15年から令和4年までの20年間に、事業費約20億円で実施されました。そのうち市負担率15%で、約3億円の負担金を支出しております。

御獅子神社につきましては、平成25年度に、県により区に補償金支払われており、これは沢登議員のおっしゃるとおりです。その一部を使い、現在の八幡神社に仮移設され、残りは本移設に備えて残されていると伺っております。

なお、沢登議員の御心配されている本移設につきましては、区の方々が、合意できる移転適地が決まった際、相談いただければ県と市は、可能な限り協力していく考えを関係者に伝えております。

次に、歴史的風致維持向上計画についてでございます。

こちらは旧町内を中心に、重点区域に所在する歴史的建造物のうち、所有者の同意を得られた建造物を歴史的風致形成建造物に指定し、歴史的風致の維持向上を推進しているところでございます。

その維持向上させる事業としまして、この風致向上計画書に書いてあります、議員もお持ちかと思いますが、こちらに記載しております。そちらの176ページから189ページに記載の歴史的風致形成建造物保存整備事業など16の事業計画に基づき、維持向上を図っており、これらの取組につきましては、毎年度事業評価を実施し、市ホームページで公開しております。

加えて、昨年度、令和4年度は、10年計画のうち5年間で終了したことから、中間評価を実施し、パブリックコメントを得た上で、市ホームページで公開しておりますので、併せて御確認いただければと思っております。

また、伊豆石やなまこ壁など、歴史的特徴を有する雑忠や土藤商店など歴史的風致形成建造物に対し、景観まちづくり助成金交付に基づき助成金を交付し、保存、活用を推進してい

るところでございます。

次に、県道下田南伊豆線の拡幅と市道整備についてでございます。

まず、県道下田南伊豆線の拡幅工事、整備についてですが、この路線は一部区間が狭く、車のすれ違いに支障を来しており、通学路や避難路もあることから、拡幅を望む声が多くあります。

その一方で、拡幅には用地確保が必要でございます。所有者の理解や協力が不可欠となっております。これは地域の思いを大事にするという、御獅子神社につながるものと思っております。そういった課題を踏まえ、県道南伊豆線の道路管理者である県、下田土木事務所とともに検討してまいります。

次に、市道赤間白浜線の改良についてですが、市道赤間白浜線の改良を御指摘する一因の伊豆急下田駅前の渋滞解消として、今、推進している伊豆縦貫自動車道整備が、その促進が、その一環をなしているものだと考えております。

また、下田白浜間の渋滞解消としては、伊豆縦貫自動車道整備の促進と併せ、現在実施中の河津の縄地と下田の落合をつなぐ県道河津下田線の推進が有効と考えております。

また、中地区から市道赤間白浜線のアクセスについては、赤間丸山線から丸山市営住宅を經由して市道赤間丸山線への、これは今回、沢登議員が図で示された「拡幅整備」と書かれているところがございます。そちらについては、緊急車両等を通行できる避難路が整備されているところがございます。現在、通行可能となっております。

次に、田牛地区のバイパス路線の新設についてですが、田牛地区のバイパス路線につきましては、昭和後半の頃、市道吉佐美田牛線の幅員が狭く、バイパスの声が地元より上がっておりました。その対策として、平成2年度から平成6年度に田牛漁業集落環境整備事業において、議員が御指摘した図面の黄色い部分、こちらが市道垣内山線となりますが、その拡幅工事を実施して、課題に対応したところがございます。

なお、市としましては、改良等の道路事業に関して、議員もおっしゃるように、災害に強いインフラ整備としましては、現在実施中の道路メンテナンス補助事業、こちらは橋梁長寿命化、トンネル長寿命といった事業でございます。まず、その補助事業を最優先していきたいと考えているところがございます。

以上です。

○議長（中村 敦君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） それでは、私から質問の4点目、広域ごみ焼却炉建設と生活

環境影響調査の問題について御質問いただいておりますので、順次お答えいたします。

はじめに、生活環境影響調査の各市町での受け止めについての御質問です。

生活環境影響調査によります予測及び影響の分析結果につきましては、全項目で環境保全目標を満たしており、事業の実施に伴う候補地周辺環境の影響は小さく、生活環境に支障は及ぼさないということで各市町に報告され、了承を受けております。

調査書案の複数の誤りについて、11月2日全員協議会で御報告を申し上げたところでございますけれども、再度検証を行った結果においても、評価に変更がなかったという状況でございます。

それから、2点目の11月2日の全協で報告された調査書の誤りについての説明会というお話でございます。

11月2日の全協でもですね、お答えさせていただいておりますけれども、生活環境影響調査が施設整備の方向性というものを定める大切な調査であるということに鑑みまして、今回の複数誤りがあったことを真摯に受け止めて、もう一度縦覧から手続を行うということで、運営会議で決定していただいております。

しかしながら、誤りについては、調査報告書の作成段階での転記ミス等というものが多くを占めていたということで、説明会に代わるものとして見やすい新旧対照表、あるいは訂正例の資料等を作成し、修正後の調査書案と併せて縦覧に供するという事とともに、組合が発行するみらくルクルの臨時号を発行しまして、誤りについて、その概要を分かりやすい広報ということで、広く地域住民の皆様にお伝えさせていただいたところでございます。

それから、調査を行った事業者との契約についての御質問が最後にありましたが、再度の縦覧に対応するために期間を延長したということでございます。

それから、3つ目に、運搬車両の車が多くなるのではないかとということと最後、浄化槽汚泥や生ごみを燃やさない検討をすべきですというような御質問がありました。

搬入台数につきましては、これは市町の実績に基づき算定をしております。

搬入時間につきましても、渋滞を生じさせない、また、ごみの受入れをスムーズに行おうということを目的にしましてですね、車両の搬入台数のピークというものを平準化するという事を前提にして、時間別に台数の設定をしております。

本事業での基本理念として、持続可能な社会、地域社会の構築というものを掲げておりますため、1市3町では、ごみの発生、抑制並びに再利用、資源化を徹底し、なお残るごみについては、性能の優れた新技術を持って焼却し、エネルギー回収や残渣の資源化等も行って

いこうということで計画をしております。

続きまして、焼却炉のダイオキシン類の濃度が0.1ナノグラムという基準が守られないのではないかと御質問ですけれども、現段階、今の基本構想、基本計画の段階ですが、この新施設については、今後、基準値を踏まえた仕様で、設計というものが進められます。

それから、平田川の水質の環境基準についての御質問がございましたけれども、この水質のダイオキシン類については、季節的な変動というものが生じることも踏まえて、年平均値を環境基準として比較するということが法令に定められておりまして、今回の調査においても、季節ごと4回の測定結果の平均値については基準値を下回っておりますので、その比較において、環境基準には適合しているということでございます。

それから、ダイオキシン類を排出しないために、ビニール、プラスチック等の焼却をしないということと、それから、ごみの減量化、再利用、資源化についての計画についての御質問がございました。

今年度開始したキエーロによりまして、生ごみの削減の普及促進ですとか、または雑紙回収によります紙ごみの資源化、そういったですね、既存の施策を今後も進めてまいりますほか、広域ごみ処理施設の供用開始に合わせて容器包装プラスチックの資源化等についても、今後準備を進めていくこととしております。

なおですね、来年度下田市一般廃棄物処理基本計画を見直していこうというところでございますが、こういった中でですね、ごみの削減目標や発生抑止、資源化等の施策について、具体的に検証をしてまいりたいというふうに考えております。

私からは以上です。

○議長（中村 敦君） 12番 沢登英信君。

○12番（沢登英信君） 順次質問、再質問をしていきたいと思っております。

御獅子神社の件でございますが、この弥治川地区へのですね、再建する場所が決まれば、県も下田市も協力いたしますよと、こういう御答弁かと思っておりますが、やはりこの下田港横枕線の拡幅修景工事、現在まで20億円、そして下田市が出した負担金3億円と。この事業によって弥治川地区の皆さんが守り神とし、あるいは、そこで願い事をしですね、日常的に地域の人たちが管理をしてきたこの御獅子神社であります。

当然その場所をですね、下田市や県は、今の道路沿いを含めてですね、こういう場所はいかがかと、どうかと、こういう提案をすべきであって、それは458万円ほど払ったから、地元で考えればいいんですよと、地元が決めてくれれば協力しますよと、こういうことであって

よろしいのかということを知っているわけでありませう。

行政が行ったこの事業によって、下田市の古くからの歴史的なこの御獅子神社がですね、稲梓地区から八幡神社に移転させてしまったと。もう10年たっているわけだ。その当時の区長さんは、一日も早く弥治川地区に戻りたいと、こう言っているわけでありませうので、ぜひともこれはですね、協力をしてですね、地元に戻せるような、そういう協力を当局に求めたいと思いますが、地元が勝手に納得したんだから、地元が場所を決めれば、それでいいんですよと、こういう姿勢にとどまっているのかどうなのか、お尋ねをしたいと思うわけでありませう。

もともと御獅子神社そのものはですね、昭和12年に海軍道路ができるときに、今の道がないときにですね、前田實さんの家の隣辺りに祭られていたものを、了仙寺さんの入り口に移設をしたと。

そして、それらは、その写真にもありますように、芸妓組合の人たちが、いろんな手水舎というんでしょうか、あるいは灯籠等を、寄進をしてですね、この御獅子、御頭を祭ってきたと、こういう経緯があるわけでありませう。

そして、これは下田の年中行事の第16号にも御獅子神社のことが、記載がされているという。こういう380年前からのものがここに、弥治川地区に祭られてきたと、こういうものがあります。それをこの地区からなくなしていいというようなことではなく、ぜひとも、そういう意味では元へ戻していただきたいと、こう思うわけだ。

そういう意味では前にも言いましたが、吉佐美におきます仏谷財の入り口に、車地藏というお地藏さんがいます。これも大賀茂にあたり、吉佐美の今の公民館の辺りにあたり、道路行政によって変わってきたようですが、全てそれは道路に関わった人たちが、今のところに移転をする土地を見つけて移転をする、こういう措置を取ってきているわけでありませう。そして、下田を見てみれば、こうせん塚から神明神社、あるいは伏見稲荷さん、幾つものそういう通りごとに、地域の守り神であり、祈りをささげる場所は、この市内にはあるわけだ。

そういう歴史あるまち、そこで暮らしてきた人たちの思いをですね、道路を拡幅するために、修景するために、なくしていいんだという、こういう発想ではなくてですね、それらのものは、ぜひ戻してほしい、区長さんも戻すんだと。当時の区長さんは伊豆新聞にありますように言っているわけだから、最大限の協力をしてですね、ある場合には公共的な用地を提供して、元へ戻すことができるような措置を、お願いをしたいと、こう思うわけだ、再度そ

の見解を、お尋ねをいたします。

○議長（中村 敦君） 建設課長。

○建設課長（平井孝一君） この一番の課題は、地元が合意形成できる場所を決めることと考えております。そこについて候補地等ができた場合は、相談いただければ、それについて可能な協力をしていくと申し上げるところでございます。

以上です。

○議長（中村 敦君） 市長。

○市長（松木正一郎君） 御獅子神社を沢登議員は実際に御覧になったことがあるということでしょうか。この中にある獅子は金が貼ってあってですね、たしか秀忠公のときに云々と書いてあったような気がするんですけども、徳川2代将軍のですね。私は実家が近いもんですから、これについてはよく存じ上げていて、それで私は、とても大切なものだなと思っていました。

土木事務所にて、実はこの県道拡幅の担当でいたものですから、当時どうやってこの移転をするのかといったことについて、まだ私が若い頃、下田市役所の建設課の方と一緒に地元の、その当時の区長さんと、それから地権者さん、いろんな方とお話を、本当に何回も何回もいたしました、重ねておりましたという実は、個人的なその情報を私は知っているものですから、これについては議員のおっしゃるとおり、本来は区に戻すべきだと私も思います。

ですが、この区がですね、自分たちでやっぱり土地を用意しなければならない。これは補償基準に照らして、向こうに道路事業としてですね、区のほうに金額のほうを渡して、それでもって区が自分たちで、神社という宗教的なものなんですけども、文化財的な価値もありますので、代わりとなる土地を探してきて、そこに移設しようじゃないかということで汗を流してきたわけです。ですから、そうやっていろいろな立場の人たちが力を合わせて努力をしたけれども、その当時、見つからずに、やむを得ないということで、一時的にそこにしたというふうなことでございます。

その後も、これについては一部の人、ここに書いてある青島さんという方が特にそうなんですけど、そういう人がやっぱり継続して、これについては戻すべきだというふうにおっしゃっています。地区のほう、地区なりの検討をしています。それも御存知だと思うんですけども、そういったトータルの中で、今こういう現状にあるということを御認識いただきたいと思います。

結論から言いますと、そう簡単に戻すことができないというのが実態で、それをこれからも、みんなで汗をかいていこうというふうな姿勢が大切であろうと思います。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） 質問者にお尋ねいたします。

ここで休憩してもよろしいでしょうか。

○12番（沢登英信君） はい。

○議長（中村 敦君） 3時20分まで休憩とします。

午後3時08分休憩

---

午後3時20分再開

○議長（中村 敦君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

12番 沢登英信君。

○12番（沢登英信君） 御獅子神社のこの修景道路、下田港横枕線については、市長が土木事務所長だったときの事例だというお話を聞きまして、ぜひともそういう意味では公的な土地も含めてですね、あの弥治川地区にこれが戻るようなことができるようなですね、お力添えをお願いをしたいということで、次の課題に移りたいと思います。

歴史まちづくり法に基づいた取組でございますが、ホームページを見ろと、そこに出ているからと、こういう答弁でございましたが、具体的に、この安直楼や石原邸は、どうなっているのかと。今、戸締まりのままです、そのまま放置されていると。所有者があるから、そこに任せていけばいいんだということではなくて、やはり歴史まちづくり法というのはそういう形で、それらの施設をですね、プロジェクトチームをつくって、ここのお店を使ってくれる人はいないかとか等含めてですね。この計画を立てて、歴史的な建造物をまちづくりに生かしていくという、こういうことが必要だろうと思うんです。

そういうことをせずにいる現状ではないのかと。もう少し、登録をして、それを放置していくというだけではなくて、これをこのまちづくりに生かしていくという、こういう方策はないのかと。こういう点で再質問をしたいと思います。ホームページを見ろではなくて、具体的にここに列挙してますから、安直楼や石原宅を、じゃ具体的にどうされてきたのかと。

あるいは、伊豆石やなまこ壁のものはどうしてるのか。雑忠さんについては一時期、この伊豆新聞等でですね、喫茶店を含めた利用等が報道されておりましたけども、そういうよう

な形での利用をですね、ぜひとも心がけるということが必要ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

そして、これは単に建設課にとどまらず、文化財や景観法、あるいは都市計画法に絡む課題だと思いますので、教育委員会も含めてですね、これらの建造物をどうまちづくりに、歴史まちづくり法に基づいて生かしていくべきかということが、大きな課題としてあると思うわけですが、どのような経過になっているのか、再度お尋ねいたします。

○議長（中村 敦君） 建設課長。

○建設課長（平井孝一君） 歴史的建造物については、雑忠さんをはじめ、7歴史的建造物が指定されております。この中に安直楼さんは所有者の意思もあって、歴史指定にしております。そういった中、またデータを調べてお伝えしますが、安直楼さんも、この助成金を活用して修繕に今、当たっているところでございます。

あと、各課の連携という話がありました。それについてですが、関係課の連携としましては、当然生涯学習課と連携を図っております。歴史をテーマにした講座の開催や郷土学習としての下田公園の散策、吉田松陰の関係史跡巡りなどのイベントを開催しております。

具体的に例を挙げますと、令和4年11月に「南豆の歴史を後世に」というテーマを持った講座を開催や、郷土学習としましては、下田公園の散策教室、吉田松陰の関係施設・史跡巡りイベント、松陰探検隊などを生涯学習課とともに連携して実施しているところでございます。

今後のその歴史を生かしたまちづくりにつきましては、今、建設課としましては、環境整備の一環としまして石畳的な道路舗装工事、修景工事を行っております。そこには歴史的建造物に誘導するような施策も含めた中、検討しております。

また、その歴史的な風致計画におきましても、今後どのように施策を進めていくかということにつきましては、景観審議会等々の委員の皆さんも含めて、意見を伺っているところでございます。

主な実績としましては、先ほど申し上げた歴史建造物の実施事業を実施しておりまして、具体的に申し上げますと、指定した景観や建造物修繕計画に基づき対する助成金で、限度額200万円ということで助成しています。これは単年に限らず、引き続き建造物を維持向上していくために、通年にわたっても補助できることでございますので、所有者の意見を伺いながら、そういった歴史的建造物の活用、向上を図っていきたいと考えております。

もう一つ御指摘のあった建物につきましては、まだ所有者からの同意とか、そういった方

向性が決まっておられませんので、現在ちょっと活用等の計画がないところでございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） 市長。

○市長（松木正一郎君） 私は県庁時代に、こういった歴まちの所管するところにいたもんですから、過去の経験とか知識を通してお答え申し上げます。

歴史的建造物の保存というのは、日本全国ではいろいろと難しくてですね、それで、よくテレビなんかで、一時は官官接待がなくなってしまったために料亭が潰れたとかと、よくそういう報道がありましたですね。多分あれ二、三十年前だったと思うんですけども、そういう建物というのはどうしても質が高いので、言ってみれば維持するのも大変だし、何かに使おうと思ったときも、やっぱりある程度単価の高いものにしないともたない。

そういうふう to 考えますと、建築なんかの専門家の先生方は、やはり有料で、ある程度質の高い利用、例えば、ある程度質の高いホテルだとか、お食事ができるところとかそういうふうなことで、マーケットとして市場のお金がそこに入るようにしてですね、それで、その建物を、維持をしていくと、これが望ましいというふう to 言われています。一応建築の専門家の人は、そういう言い方をしていました。

ですから、そういうことを考えますとですね、私は、先ほどもちょっと、どなたかの質問に対して申し上げましたけども、歴史地区というような形にして、その中で、そこを利用する事業者をまず求めたりなんかしてですね。そして、その事業者に対して起業支援をしたり、あるいは補修だとか改修に対しても助成をすると。こういった政策が、今、議員御指摘のようなものをですね、維持して、そして未来につなげることができるんじゃないかというふう to 考えております。

ですから、この御意見を基にですね、来年度の予算についても検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） 12番 沢登英信君。

○12番（沢登英信君） 御答弁、市長、ありがとうございました。

200万円の補助、それをさらに大きくしろというような意味合いではなくて、今、市長が御答弁くださったような活用をしてくださいと、そういうことが今必要ではないかという、こういう質問の趣旨でございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、県道下田南伊豆線の拡幅と市道の整備についてでございますが、これはぜひともで

すね、防災道路としても、生活道路としても、また、子供たちの通学路としても、整備を図らなければならないことは明らかだろうと思うんです。県道ですから、県にぜひともお願いをしていただきたいと、この整備をですね、要請方をしていただきたい。そして県のほうが、この事業計画に乗ってくればですね、現在その沿道に空き地が出てるわけですから、公共用地取得会計で、市が前もって取得をしていくと。しばらくは車のかわし場としてですね、沿道であれば利用ができると、こういうことを、想定をしているわけです。

既に今、県は、一部、真ん中辺りですね、落石防止の工事をされているようですけども、今のところ残念ながら、これを拡幅するという計画そのものは県の中にはないと、こう言っているわけですので、市としてですね、まず要望を出していただきたいと。拡幅要望をですね。それで県のほうがそういう方向を打ち出してくれれば、ただ、交渉の中では、用地を取得すれば事業はすぐ執行しますよという言い方もですね、県知事も、当時の地元の所長さんも、言われていたというような記憶があるんですけども、ぜひともこれはですね、検討していただきたいと。県道南伊豆線の拡幅と通学路の整備は、前回もお尋ねしましたけども、どう検討がされるのかと。ぜひとも検討していただきたいと思いますので、御答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（中村 敦君） 市長。

○市長（松木正一郎君） 何度もですね、昔担当者だったという、それですね、私の全部やり残しているような感がありますが、実は、あの道を本当に広げていいのかという、そういう議論があったんですね。要はですね、広げると、やっぱり車が流入するわけなんですね。便利にしちゃうと、そこに車が来るというのはもう交通工学の中では、一般に言われていることですね。ですから、ああやって住宅が連坦していて、それで子供たちが通学に通っているような道は、むしろ車にとって走りづらい道にしたほうが良いという考えがあります。

これは、いわゆる土木的なアプローチではなくて、経済学的なアプローチだそうですけども、例えば事故になったときにエアバッグがぼんと開くというのだと、ドライバーは安全に運転しないと。だけど、技術屋はどうしてもそっちへ走っちゃう。経済学者はそうじゃなくて、事故を起こすと、ぼんとナイフが飛び出してきて、自分が刺されるとなれば、たばこなんか吸っている暇はないよというふうなことでですね。結局、何をもって、そのインセンティブとするのかというのは十分に考えなければならない。広げれば良いというものではないということですね、まずは申し上げておきます。

とは言いながらですね。やっぱりあそこはいろいろな、人が歩いたり、自転車が走ったりしますので、できるところから用地を確保して、まずは、すれ違いのための待避所をつくる。これが一つの方針でございました、私がいるときはですね。ですから、その待避所をここにもできた、ここにもできた。そうしたら、この人がまた壊してくれた。そうしたら、つなげて、かなり広い道が、ちょっと延長としてできる。こういうやり方をやったところも幾つかあるんですが、ここも、それが最も現実的ではないかというふうに考えているところでございます。

とにかく広くすればいいというふうにしちゃわない。現実的な通学路については、議員も御承知だと思いますけれども、川の向こう側にすぐ、細い歩行者専用の道がありまして、私は1年間だけですが、鍋田のアパートから、その山の上の危機管理庁舎のほうに自転車で通っておりまして、途中からは乗れないんですけども、それで歩道を押して上がって、そのときに子供たちなんかと、こんにちはなんて言ってから行ったわけなんですけども、あそこを広げてしまうことについては、今みたいな考えがございましてですね。ですから、無理をしない範囲で、現実的に安全確保を図っていくと、このように考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村 敦君） 教育長。

○教育長（山田貞己君） 子供の安全について御意見いただきまして、ありがとうございます。

今、子供の交通事故については、岩下のあの道路よりも、むしろ敷根のほうで自転車の事故が多いんですが、かつては、今でもそうなんですが、岩下の道路はやはり狭くてですね、非常に、かねてより心配をされております。私が学校にいたときにもですね、そこにはよく保護者とか、今でも有志の何人かが立ってくださっていたりとかしますけれども、今、市長が申し上げましたけれども、以前は、あの岩下道路を通学路とせずに、用水路を挟んで反対側のほうに本当に細い道がずっと通っているところがありまして、そこを通学路で、本線が危険だからということで使ったこともありました。

ただ、そちらにはやっぱり何軒か、数十軒民家がありまして、その当時は、その民家の前を通るときに、かなりいたづらをするのが多くてですね、ここを通ってくれるなというような苦情も多々あったんですね。そのときには学校も大変指導に苦労したんですが、今は岩下道路を通ることにおいては、子供たちに安全面で指導をかなり小学校も中学校もしています。ただ、やはり学校の要望も聞き入れながらですね、あそこを何とかしてほしいなというような本心ありますけれども、移動経路安全推進協議会というのがありまして、そういう場

で学校の意見等も聞きながら、その場で要望等はしてきておりますし、今後もしていこうというふうに考えております。あの道を広くする、どうするというのは、学校、教育委員会にはちょっとできませんので、一応対策としては、そういうことを取っております。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） 12番 沢登英信君。

○12番（沢登英信君） 通学路としてですね、佐倉医院さんの辺りから歯医者さんのところ辺りまでは歩道があるんですが、それからは歩道がなくてですね、川の向こう側に渡って、道らしきものがあると。通学路と言えるのかどうかのようなですね、河川の上に張り出しているような道があると。そこが通学路であるというのであればですね、そこをやっぱり整備して、それなりの整備して、子供たちがいたずらするというならば、そういうことがないような措置をして、安全確保をやっぱり図るべきではないのかと。

現状を見ますと、一時期と違いまして、大分空き家や空き地が出て、売りますよという看板が出てるわけですので、そういう意味では、ぜひとも公共用地取得会計でですね、前もって取得しておいて、使い道は幾らもあるわけですので、取りあえずは道路のですね、拡張用地として確保していただきたいと、お願いをしておきたいと思います。

ただ広げればいいんじゃないですよというのは、それは、そのとおりにかと思いますが、今の狭さというのは、まさに車社会から考えますと、異常な状態になっているという具合に理解をすべきではないかと思うわけです。少なくとも、もう少しですね、車をかえる場所がですね、もう少しあってもいいんじゃないかという多くの方の思いであるし、そういう要望が毎回出ていると、こう言えるんじゃないかと思います。

それから次に、赤間白浜線の改良についてでございますが、防災道路として下りられるようになってるんですよという御答弁でございますが、実態は、行ってみますと綱が張ってあってですね、この赤間白浜線のほうからは、入っちゃいけないよという具合にロープが張ってあるわけでありまして。今の道そのものもないわけではありませんが、車で通るにはちょっと危険を感じるような道で、ぜひともここら辺の整備は、最低していただきたいと、こういう具合に要望をしたいと思います。

何でそれらのことが検討できないのかと。課長の答弁はですね、今ある道路や橋梁の改修のみで、新たな道については検討する暇も時間も金もないよと、こういう意味合いなのかもしれないけれども、答弁の内容はそうじゃなかったんですけども、そういうように受け取れるような答弁ではなかったかと思うわけです。

集落排水の料金を上げるというようなことを田牛の人たちをお願いしていながらですね、やはり田牛地区の大きな、こうしてほしいという思いをですね、このバイパスについては長さも当面はですね、200メートル、全部やると1キロ、1,000メートルぐらい必要かと思いますが、当面この200メートルの青少年山の家から次のですね、橋がないんですけど、橋を造れば広い道につながるというこの200メートルをぜひとも検討していただきたいと。いつ幾日までにやるということ言ってるわけじゃなくてですね、やはり田牛の人たちと話し合いをして、そういう計画を持って、この道が大山のほうを通じてですね、バス等も南伊豆等に行けると。

こういう道づくりがですね、やはり縦貫道だけ考えていればいいということではなくて、市内の道の在り方かどうかということを検討する場所や時間があっていいんじゃないのかと。そういう意味では、これ出しませんでしたけど、加増野一条一色線でしたか、箕作一色線だったかな、そういう南へ抜ける道もですね、地元からの案もあろうかと思いますが、それらの案があっても、具体的に検討してですね、町としてそれがどうかと。必要であるとか、必要でないとかというような結論を出してくれる部署がないというのが、市長、私は現状ではないかと思うわけです。

ですから、ぜひとも伊豆縦貫道のこの整備と併せてですね、町内の道づくりは大きなまちづくりだと、この課題を答えるような方向を示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中村 敦君） 建設課長。

○建設課長（平井孝一君） 沢登さんの御提案は、心で受け止めました。実施する否かについては庁内で議論していく、地元の意向等々も踏まえて検討しなければならないところです。そうした状況の中、繰り返しになりますが、今喫緊の課題は橋梁も、いつ、昔、アメリカ、50年前でしたっけ、アメリカのほうで橋が大崩落して、交通が麻痺したという事例も踏まえて、10年以上前ぐらいから長寿命化計画という、まずインフラの強化、平準化、今後の予算の平準化を図り、予防保全をしていくという計画を立てて進めているところでございます。

まず、そういったところを優先していきたいと申しあげましたので、そういった拡幅とか、さらなる改善については庁内で議論をし、住民のいかんを含めて、検討しなければならないと考えているところでございます。御提案ありがとうございます。

○議長（中村 敦君） 12番 沢登英信君。

あと5分です。

○12番（沢登英信君） それでは、広域ごみ処理の建設問題について移りたいと思いますが、市長は、この調査結果、何ら問題ないんだと、こういう一言で言えば御答弁かと思いますが、私は、環境調査そのものがですね、光化学スモッグ等はこの調査結果の中でもですね、365日のうち64日も、既にオーバーしてると。しかも、昼間もオーバーしている年があると、こういう状態で270台、私の言うところでは、多いときには600台ものですね、ごみ車が来ると、こういう状態の中で光化学スモッグを、この環境基準に保つということはできかねるのではないかと、こう思うわけです。

市長は、それはできるという答弁をしているわけですが、しかもですね、この土壌の130というような数字、1,000という基準から言えば130ピコグラムが少ないのかもしれませんが、それはほかの環境、市内の環境や、伊東市の先ほど言いました渚の状況と比べますと、とんでもない数値を出しているわけです。0.047と130という数字を比較してみればですね、小山田公園の土壌の汚染状況というのは明らかだろうと思うんです。そして、今後20年間も燃やし続けるんだと市長は言っているわけですから、そういうことから言えばですね、この調査をすることの目的が、単に基準値、排出基準を通過していればいいということではなくてですね、生活環境に配慮した、きめ細やかな対策を検討するんだと、こういう事実が報告書の中で出ていけばですね、その対策をぜひとも取っていただきたいと。何にもしなくていいんだという、こういう答弁に聞こえるわけです、市長の御答弁や、課長の御答弁は。この点についていかがなのか、お尋ねをしたいと。

それから、先ほどから言ってますように、ダイオキシンもですね、夏の部分と、春の部分でしたか。水質は1.6と1.3、単位は何でしたか、ppmでしたかね、状況で基準値、環境基準を超えてるわけですから、平均すれば9.3でいいですよと、こういうことですが、超えている時期がある限り、どういうわけで超えているのかという、さらなる調査をするというのが、環境を守るという観点から考えてですね、私は、市長が取るべき姿勢ではないかと。

6,050万円もの予算がありながら、2,508万円しか使っていないという、金額的にも調査をする金額は十分あると。こういう状態の中でですね、この建設の期日だけを早めるために十分な調査もしないというような、そしりを受けるような姿勢は、私は、市長は取るべきではないと。問題点を徹底的に調査し直すという、この姿勢こそ必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中村 敦君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） まずですね、光化学オキシダントのお話がありましたけれど

も、先般の全協のときにも、たしかお話ししたかと思います。光化学オキシダントというのは、主に火力発電所ですとか工場とかいったものの窒素化合物、自動車から排出されるもの、それから塗装ですとか、印刷とか、燃料の燃焼ですとか、そういったもので排出されるもの、おおむね半分程度の影響でもって光化学、昔は「スモッグ」というふうに言われていましたけれども、うっすらと陰が、もやがかかったような状況になるという状態でございますが、そのほかにもですね、あるいは中国等からの大気汚染が越境して、影響を及ぼしているというような研究成果もございます。そういった状況で、県内43局全てで環境基準が達成されていない、全国的な課題とされている問題でございます。

また、この光化学オキシダントの指標というものが1時間当たり0.06ppm以下という、短期的な指標しかない状況の中で長期的な、このオキシダントというのが気象要因による年々の変動等の影響があるということで、指標そのものを見直すような動きもございまして、現在、国を挙げて対策等が進められているような問題となっております。

それから、土壌が高いのではないかというような数値がありましたけれども、土壌につきましても、今回、生活環境調査で計測した結果がある。そのほかに県で行われております常時監視の結果がございまして、そういったところで比較して、何倍何倍というようなお話をされているわけですが、環境基準というものがそもそも土壌については1,000という中で、130というのが高いんじゃないかというお話ではあるんですけども、この基準に比べて相当数低いレベルであるというふうに考えておりますので、その中でですね、高い低いというふうなお話もされているわけですが、その辺ちょっと、環境的な問題としては影響がないものというふうに判断されると考えております。

また、平田川についてですけれども、こちらですね、環境を基準というものが、1ピコグラムというふうに定められているんですけども、こちらは環境省のほうの告示、ダイオキシン類による大気の水質汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準についてということで、告示がなされてございまして、この中で、大気及び水質の基準値は年間平均値とするということが明記されてございまして、年間の平均値として1を達成することを、環境基準の目標としているところでございます。ですから、先ほど最初の答弁で申し上げたとおり、いわゆる上振れ、下振れというものも、あるということを前提にした上で、そういった比較の上で基準というものは定めてございます。

この環境基準値というのがですね、法律には環境基準というのが、いわゆる維持をされることが望ましい基準ということで、行政上の政策目標というふうにされております。人の健

康が維持されることが望ましい基準ということで、その最低限度として定められているわけではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として設定されております。

そういったところでですね、この環境基準というのが、罰則というような規定もございませんで、直ちに基準を超えたから何かをやめろとか、何か対策を施さなきゃならないというようなものでなく、より健康的な生活を維持するために目標として、いろいろな対策をしていくべき目標というふうな基準ということですので、いわゆる清掃センターのような施設の中で、排出基準ということで、こちらは、いわゆる最低限守るべき基準として定められている基準とは異なる性質のものでありますので、そういったことを踏まえてですね。確かにダイオキシンというものの有毒性というものは怖いものというふうにされておりますけど、そういったところはですね、正しく恐れていただければと思います。

以上です。

○議長（中村 敦君） 12番 沢登英信君。

○12番（沢登英信君） 残念ながら全くかみ合わないんですよ。課長は、この焼却炉の排出基準を守ればいいんだと。しかし、この調査が何のために行われているのかということをお先ほど申しましたように、生活環境に配慮した細やかな対策を検討するための調査だと。悪いところがあれば、それを直すための調査なんだと。課長が言っているのは、排出基準さえ守れば、どんどんつくっていいんだと。そういうことのために、この調査をやるのではないということ、大前提があるわけです。

そしてですね、43都道府県もですね、光化学スモッグは守られていないんだから、下田だって守れていなくていいんだというような、こんな発言というのは、とんでもない発言だと思います。

この下田の役所の、あの建物の上で測っているわけですから、それは、ここに通る車であるとかですね、あるいは、この近くに煙を出すような工場からの関係で、光化学スモッグのオキシダントが出てるんだと、こういう具合に想定せざるを得ないわけです。

しかも、1日に270台、僕に言わせれば多い日には600台もの車がですね、この近所を通るという、こういうことになるわけですから、敷根に造ればですね。光化学スモッグの環境基準値を守れなくなることは明らかではないかと思うわけです。にもかかわらず市長は、それはいいんですよと、課長もいいんですよと。何のためのこの調査なのかと。生活環境を守るという視点が皆さんの観点の、市長の観点の中に全くないんじゃないかと。

環境基準を守られていないなら、車の台数を減らす、CO<sub>2</sub>や炭酸ガスを出さないような

配慮をするという施策が必要になってくるんだろうと思うんですが、それをどのようにやろうとしているのか、全くやろうとしていなくて、270台来て結構ですよと、問題ないんですよと、こう言いはるんでしょうか。

○議長（中村 敦君） 1分前です。

市長。

○市長（松木正一郎君） 最初にこの焼却場が造られた頃、あそこの煙突からは真っ黒な煙が出ていたという話を聞いたことがあります。その上に中学校が建てられたと。その後、改修を重ねまして、環境性能が向上して、今も定点観測を続けています。その中で私たちは、今度もっと性能のいいものをやろうと。ただ、いろんなどころから来るので、その量的に大丈夫なのか、基準にのっとった調査をして予測をしよう。それで予測をしまして、オーケーとなったというのが現在のところなんです、これに対して何もしなくていいというふうなことは、私どもは一切申ししておりません。

例えば、リサイクルをして量を減らそうじゃないか、雑紙も回収しようじゃないか、リデュース、つまり生ごみをですね、バッグの中で堆肥化して、それによって持ってくる量が減るし、それから熱がですね、十分加熱ができる。生ごみは水分を持っているので、ダイオキシンを発生しやすいので、そういったものを減らそうじゃないかと。こういうことを一つずつやろうとしています。もっともっとやろうとしています。

パッカー車が何百台来るじゃないかと、こういうふうな御指摘ありましたけれども、社会を見れば東名とか名神とかという高速道路は、1日何万台とか、何十万台、走っているんですけども、それでも、そちらのほうは大丈夫で、じゃ私たちのほうはどうか。ちなみに、これは、車の排出基準が厳しくなっているからですね。トラックについても私たちは、パッカー車をただ勝手気ままに走らせるのではなく、その走行する時間をきちんとずらして、つまり走行をマネジメントする、こういうことによってピークをカットするということを先ほど課長のほうから、答弁の中でお話しさせてもらったわけです。

かようにですね、あらゆる角度からやって総合政策的に、これを取り組もうというのが私どもの今、1市3町の合同プロジェクトでございますので、これからも環境については様々な観測をして、配慮が必要であれば、すぐに行うつもりであります。議員にもですね、これからは厳しい御指摘、御意見をいただきながら、私どもを見守っていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） 12番 沢登英信君。

1分でまとめてください。

○12番（沢登英信君） 平田川の1.6ピコグラムというこの環境基準を超えている。これはですね、清掃事務所以外考えられないんです。あと考えるとすれば、あの上にある生コン工場から一定のものが出ているかという具合に思うわけですが、そのほとんどは今の焼却炉から出ているのが原因だと。こういうことから考えればですね、土壌と水質の調査を、ポイントも増やして再度するというのは、私は必要だと思いますが、今の調査のままでいいんだという根拠を明らかにしていただきたいと。

それから食品ロスの推進法や、先ほど言ったビニールやプラスチックを燃やさないという、こういう仕組みはいつからやるのかと。ぜひともそういう意味では、明日からでもやっていただきたいと。早急にやるべき課題だと。そういう課題は具体的に、市内で建設計画だけ進めるといえるのはいかがなものかと。調査もしっかりやっていただきたいと、こういう具合に思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中村 敦君） 沢登議員、これで時間、終わりです。

環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） まず平田川の基準ですけれども、現在の清掃センターにつきましては、排水については、施設の外から出ないような施設になっております。隣にあるプラントについても、脱水汚泥の炭化処理を行っている際に、焼却に近い状態になっています。どちらも排水はございません。

ですから、あの辺一帯でもってですね、そういったダイオキシンの数値というものが高いのかどうかという、それは、この環境影響調査においては、将来予測としては、問題はないものというふうに考えておりますけれども、今現在の施設というものの状況についてですね、また静岡県などのアドバイスをいただきながらですね、そういう監視体制が必要なのかどうかということも含めた検討というものは、したいというふうに考えております。

それからプラスチックへの対応ですけれども、当然ごみの減量化施策というものは今現在もやっておりますし、今後進めていきますけれども、今の計画の中では、令和13年度リサイクル施設の供用開始とともにですね、選別、梱包等ですね、処理を行う施設を整備した上で開始する予定です。

以上です。

○議長（中村 敦君） 答弁漏れございますか。

ここで若干、会議を延長いたします。

答弁をお願いします。

環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） 食品ロスを申し上げます。先ほど申しました減量化施策で、キエーロの生ごみ削減を今年度始めておりますし、10月から始めたフードドライブですね。そういった活動を通じて、今後も減量を図ってまいります。

以上です。

○議長（中村 敦君） よろしいでしょうか。

これをもって、12番 沢登英信君の一般質問を終わります。